

令和5年 第10回 美濃市教育委員会定例会 会議録

1 会議の日時

開会 令和5年9月27日（水）午後 2時00分

閉会 令和5年9月27日（水）午後 3時55分

2 会議の場所

美濃市教育委員会 会議室

3 会議に出席した委員

教育長	島田昌紀
職務代理者	中島正憲
教育委員	長瀬秀子
教育委員	別府徹也（保護者委員）
教育委員	服部政美

4 議案説明のため出席した職員

事務局長兼教育総務課長	高橋保雄
学校教育課長	芝田純也
人づくり文化課長	曾貝和人

5 会議録記載のため出席した職員

教育総務課長補佐	河合健成
----------	------

6 会議の傍聴者

3名

7 議事日程

○島田教育長

定刻となりましたので、また委員の皆様全員出席をいただきましたのでただ今から令和5年第10回教育委員会定例会を、始めさせていただきます。

まず初めに私の方から、お話しさせていただきます。

美濃市にふるさと納税でかなり高額の寄附をいただき、それを美濃市の子どもたちの奨学金として使ってほしいというご意見をいただきました。お名前については、ご本人の強い希望がありますので伏せさせていただきますが、美濃市出身の方で、現在は遠方にお住まいになっており、ふるさと納税の趣旨に沿ったご寄附ということにな

ります。

今後、返済の必要のない給付型の奨学金を創設しようと考えているところです。現状、3千万円ほどの基金を元に奨学金の給付を行っているところですが、この何倍もの金額になりますので、大きな奨学金として活用できると思っています。内容については後ほど事務局より説明させていただきます。

寄附者に先日お会いする機会があり、美濃市の子どもたちが将来への夢を持って進学できるように、また美濃市も少子化が激しいということも非常に気にかけてくださっており、美濃市の少子化対策として奨学金を活用できないかといったお話をいただきました。

ちょうどNPO法人四つ葉のコウゾが主催している美濃和紙アートインフォという和紙の芸術家の作成展示やあかりアートの展示の会期中でしたので、そちらにも顔をだしてきました。四つ葉のコウゾの職員に説明していただきましたが、その間にもたくさんの方が見学にみえていて、美濃の観光用パンフレットも配られており、美濃市の知名度を上げる活動をしていただいていたことだと思いました。来られていた方も非常に印象良く帰られていました。良い展示会でした。

夏休みの小学校6年生の希望者を対象に夢わくわく事業を行いました。学校の学びとは違いますが、自分の興味のあること、好きな事を思い切り体験する3日間というコンセプトで行いました。内容は長良川でのアクティビティ、漫画イラストを描くもの、映像を編集する体験、ドローンを作ったり操作したりする体験、美濃和紙を漉き、それを使ってちょうちんを作る体験というものでした。その感想をお手元に配布していますが、子どもの感想として「楽しかったのは、「自分で描いた」絵を、「自分で考えて」アニメーションなどを作ることができたことです」とか、「マンガをかいているときは集中していたので、時間があっという間に過ぎていく感じがしました」、「マンガを描くことを否定しない、同年代で同じ趣味の人たちだけが集まっていたので、とてもやりやすかった」、「他の学校の子と関わって、楽しくてたくさん笑いました。人とのコミュニケーションの仕事も楽しそうだと感じました」といった感想がでました。概ねこのような感想ばかりで、つまらなかったというような感想はありませんでした。

保護者の方からは、「3日間も参加できる機会を与えてもらい、できることが増えて、成功体験がとても嬉しそうでした。普段外で活動しない息子が「毎日川に入っていたい。またやりたい。」と言っていました」、「子どもが「自ら学びたい」と思える企画と場を提供してくださり、ありがとうございます」、「いつもは夜更かしする娘も、この3日間は9時前に寝ていました。これほど疲れるまで思いっきり遊ぶ経験は何年ぶりだろうと、思わず笑ってしまいました」、「同じ学校でない友だちと話したり、一緒に体験をしたりすることで距離が縮まり、仲良くなれました」といった感想でした。ほぼ原文のまま記載しています。

子どもたちは自分で考えて自分で作る、やってみるということを求めているということ、自分の楽しいと思ったことは本当に集中してやれる、仲間など他人の選択、決

定といったものを否定しない、そういった関係が子どもたちの力を引き出すのに大切だということを感じました。これは今後の学校教育のあり方の示唆であるということを感じています。

こういった子どもたちの体験は塾へ行ってどうこうしてという体験と違って、校外での体験、子どもがいきいきと取り組む体験は保護者からみてもいい体験ができているということを感じとってもらえたと思います。

この事業は昨年度から行っており、今年で2年目ですが、こういった事業を来年度も続けていけるといいと私自身は感じました。

これは教職員向けの通信に私が毎月投稿しているコラムで、10月はこれを載せようと思っています。

次に9月議会での一般質問についてご紹介させていただきます。

須田議員から1. 地域と共に歩む学校づくりについて① 令和4年度からはじまったコミュニティ・スクールの取組状況、地域への情報提供及び成果はどのようなか。② 社会教育における地域学校協働活動とは、どのようなものか。③ 地域学校協働本部の設置が必要であると考え、教育委員会の取組はどのようなか。

2. 美濃市・土幌町交流事業について① 事業見直し実質1年目の本年度の小学生の交流事業の取組と、課題や成果はどのようなか。② 土幌町訪問団として土幌町を訪問された際の、土幌町長、教育長、議長との懇談等は、どのようなであったか。また、姉妹都市提携30周年に向けての話題はどうであったか。

以上のような質問をしてくださいました。民生教育常任委員会でも学校の状況、教育委員会の取組みについて、さらに多くの保護者や未就学児の保護者に対して発信できないかというお話をいただきました。議員のご質問、ご意見を参考にさせてもらいながら来年度の事業について今後検討したいと思います。

次に学校選択制についてです。昨日市議会の終了後、議員の皆様に対して、途中経過という形で報告、説明をさせていただきました。本日議題にも挙がっておりますので、後ほど詳しくお話しさせていただきます。

最後に、9月に入ってから市教委訪問が中有知小学校と美濃中学校、タウンミーティングが美濃中学校で行われます。また、私と教育研修室長の今井さんとの2人で学校訪問を行っております。何の用意もない学校で、普段の素のままの学校を見せていただいているのですが、本当に落ち着いていて、とくに中学生はおとなしすぎるのではないかと思うほどでした。美濃中学校の3年生が心配だという声を聞きますが、本当に一生懸命やっていました。ぜひ委員さんと一緒に見に行きたいと思います。議員の皆様からも今年度から行けないかというお話をいただいているのですが、是非見に行ってくださいと思います。一度レッテルが貼られるとずっと心配だという声が聞こえますが、あの姿を見たら、本当に安心されるのではないかと思います。ガチャガチャしている学級やふらふらしている学級もあります。ガチャガチャしていたり、声や服装がそれではだめだろうと思ったりする生徒も中にはいますが、授業にはちゃんと向かっています。これはすごくいいことだと思っています。おりこうして前を向いて姿勢

正しく授業に向かっているわけではなく、気持ちは授業に向かっている、先生の話も聞いています。そういう姿もたくさん見させていただきました。

夏休み明けに多くの登校渋りがあったという話を今のところ聞いていません。美濃中学校では9月中旬に実力テストを行うなどありましたが、夏休み明けの子どもたちにとっての心理的圧迫感がなくなっているのかもしれないと感じました。各学校の校長先生を中心に職員の方には頑張っていたいただいていると思います。

私からは以上です。

○島田教育長

「諸般の報告」及び「教育委員会後援等名義使用許可」の状況については、報告等を省略させていただき、議案集をご覧いただいた中でご質問等がございましたら、お受けさせていただきます。いかがでしょうか。

○島田教育長

ないようですので、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の選出ですが、本日の会議録署名委員に別府委員を指名させていただきます。よろしくをお願いします。

○島田教育長

次に、日程第2 会期の決定ですが、本会議の会期は、本日1日間とします。

○島田教育長

日程第3 議事に移ります。

議第21号「学校選択制について」を議題とします。こちらにつきましては、私から説明させていただきます。

○島田教育長

昨日、議員の皆様にご説明をさせていただきました。職務代理者である中島委員にも同席を願い、私の説明の後に教育委員の立場としてお話しいただく機会を設けました。

そこでの話として、前回お話しさせていただいた内容から、教育委員の皆様からはこういった意見をいただきましたということも含めて説明をさせていただきました。

学校選択制についての概要、目的については前回説明させていただいており、とくにご意見ありませんでしたので省きまして、制度の細かい点から説明させていただきます。

保護者は、子が就学する学校について、小学校は市内の小学校5校、中学校H市内の中学校2校から選択して、就学校を申請できるものとするということで、小学校、中学校それぞれの学校も選択できるということで、美濃加茂市のように指定された学校のみ選択できるというものとは違うものです。前回の案に追加させていただきます。

した。

教育委員会は、保護者の申請により、子が小・中学校へ入学する時に限り、保護者の意向を踏まえて就学校を指定するという項目の、小・中学校へ入学する時に限りという部分について、入学してみないとその学校のことが分からないこともあるので、小学校3～4年生の時にもう一度学校選択できる機会を設けてはどうかというご意見を前回いただきました。例えば、本来A学校に行くはずだった児童がB学校へ行ったが、ちょっとこの学校は合わないということで、A学校へ行くということは、現行の制度でも可能です。学校教員法施行令第8条、美濃市立小・中学校通学区域に関する規則第5条の中に就学校の変更が可能な場合が列記されており、例えば心身の故障等により指定された学校に通学しがたい場合、その他、指定された学区に通学しがたい場合という規定があります。ただし、この場合は基本的に理由を言わなければならないことになっています。理由を明確にできれば現状の制度の中でも戻ることは可能です。学校選択制によって本来の就学校と違う学校に行ったけれど、心身の故障により通学しがたいという場合は本来の学校に戻るということが可能ではあります。

しかし例えば親の職場が変わったからB学校からA学校に戻りたいという場合は該当しません。あくまでもこの制度は子どもを守るための制度ですので、そういう場合は戻れないということがあります。

議員の中でも次のようなご意見がでました。もしいじめ等があったとしても相談しにくいので学校を変えた方が良く考える人もいるのではないかというものでした。子どもの自主性を考えた時、前向きにチャレンジして選択する人と、今の学校から逃げたくて選択する人と、この二つの側面があると考えられる。今回の調査でその理由を聞く必要はないが、学校と面談して、公にしない前提で事情を聴くことができないかというご質問でした。これに対して私からは調査や申請書を出されるタイミングでお話を聴くことはできますとお答えした折に、ひよっとすると相談しにくいので学校を変えた方がいいと考える保護者もいるのではないので、学校がもっと相談にのってあげてほしいという意味合いでご意見を言われたようですが、子どものことで学校に相談しにくい事情を抱えられている、そういう場合は、今の制度では学校を変えることができないということもあり得るということでしょうが、本来的にはいじめや、学校に通えない大きな理由がある場合は、学校と相談して解決を図っていくということが通常のやり方だと思いますが、学校との関係が悪くなった場合はどうするのかという意味で言われたのかなと受け取ったのですが、このことについて、小学校1年生、中学校1年生のタイミングでの選択とするか、その途中でも選択ができるようにするか、改めてご意見をいただきたいと思います。

あくまでも子どもにとってメリットのある制度にしなければいけないので、例えば、親の仕事の都合で今年はA学校、来年はB学校、再来年はC学校と変わっていくのは何にもならないので、そのことも踏まえてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○中島委員

昨日、議員への説明の場に出席させてもらって、分からないことがあったのでお聞きしますが、議員は今回の話について分かっているという前提でいたのですが、昨日初めてお話しをされたということで、学校選択制をなぜ発案されたのか、誰が発案したのかといったことが明確でないと議員の質問にも答えられないと感じたので、目的については分かっていますが、どうしてこのようなことを発案したのかということをお聞きしておきたい。

○島田教育長

目的の中で、子どもの自己選択、自己決定はなぜ大事なのかということで、簡単に言えば、受け身ではない子どもを育てたいということです。今まではあなたはここに行くんだよ、この制服を着るんだよということでしたが、あくまでも自分で考えて自分で選ぶ、この力をつけたい。これは保護者も一緒です。保護者も自分で考えて、責任をもって自分の子どもに教育を受けさせるということで、受け身ではない主体的に考え、選び、決め、行動する、そんな子どもを育てたい。大きく言えばその一環です。色々なことに選択肢があって、自分で決めるということが私自身は大事だと考えています。それでは学校選択制でその力がつくのかということになると、これだけでその力がつくことは勿論ありません。しかし例えば、このことを考えるときに、親子で話し合いをする、友だち同士で話し合うといった機会にもなるでしょうし、同時に、今回の制服の規定のように、詰襟もあれば標準服もあれば既製品もある、スラックスもあればスカートもある、そこから自分で選択して自分で決めるということです。これは学校の授業でも、例えば総合的な学習の時間で、どんなテーマで何を追求・探求するかということも自分で決めて自分で取り組んでいくことが今後は大事になると思っています。さらに学習の方法も例えば、タブレットを使って発表するのか、言葉だけで発表するのか、プレゼンのようなものを活用するかしないのかなど、そういうことを子どもが自分で考えて自分で課題の解決を図っていく、課題の追求についても同じことですが、自分で考えてやっていくということが意欲にもつながるし、子どもが将来必要だと思われる力をつけることにもなる、それは何かというと最初に言った、受け身ではない主体的に課題解決を図り、社会とつながりを持とうとする、こういう子どもを育てていきたいということです。色々な場面で自己選択ができるような体制を整えたいということの大きくは一つです。そのため、これだけでその力がつくとは思っていませんし、現在学校でもそういった対応、指導の変化が見られます。子どもに自分で考えさせる、解決を図らせる、そういった指導が色々なところでなされています。今日も午前中に牧谷小学校へ行ってきましたが、例えば、〇〇君が私に嫌な事を言うのでということで子どもたちが先生に訴えると、それはいかんということで今までですと先生が全部話を聞いて、〇〇君にあんたが悪かったならどうする謝らなかんやろ、ということで謝らせて一件落着ということでやっていたのですが、多くの学校で、あなたはどうしてほしいか意思を確認し、先生に手伝えることはあるかとい

う対応をしています。当事者はあなたで、自分で何とかしないといけないけど、先生が手伝えることがあれば手伝うよというような声かけに変わってきています。自分で決める、先生はあくまでも手伝い、解決するのは自分だということを今子どもたちは学んでいます。これは些細なことですが、こういうことの積み重ねで主体的に学ぶ子、主体的に社会と関わる子が育ってくるのではないかと考えました。説明が抽象的で難しいですが、一言で言うなら受け身ではない子を育てたい、指示待ちではない子を育てたいということです。

昨日議員にもお話ししましたが、私は町中に住んでいますので、美濃中学校に行くのが当たり前ですが、昭和中学校に行けたのに、美濃中学校を選んだということで、あくまでも自分で学びの場を選んだということで、これからは子どもたちに接していくことができるので、子どものモチベーションが変わってくるのではないかと思います。

○中島委員

今言われた、受け身でない子ども、社会につながるような子どもを育てるために学校選択制が必要になるということですか。他に方法がないからか、一番初めにこれから始めてみるということでしょうか。

○島田教育長

制服のこともそうですし、学校の中での学習や行事の中でもそういった場面はたくさんありますので、色々な場面で自己選択、自己決定がありますが、学校を選ぶという、子どもたちにとって一番大きな場面でもそういった体制を位置付けることが必要だと考えました。一般的に結局学校は決められるでしょ、自分の意思で決められないでしょ、ということではいけないということで、大きな大元になってくると思います。

○長瀬委員

大きな選択の大きなところだと思うので、教育長のご意見はよく分かりました。途中で変わるかというところですが、中学校の3年間はあつという間ですし、小学校6年生の発達段階のあがったところで、自分でここに行くを決めたところは安易に変わらない、3年間そこで頑張るんだということになると思います。そこまで学校を子どもや保護者が選ぶ基準はその学校に行くより自分の力が発揮できる、自分が頑張りやすい、そんな学校に行けたら自分の力が伸びるということを基準として選ぶと思います。そういったところで、小学校1年生から6年生までのすごく発達段階が違って、1年生に上がる前に保護者と決めた学校が、1年2年と上がり、3年4年のギャングエイジとなり、5年6年となるとかなりリーダー的な存在であったり、大きな集団にも適応していく能力が身についたところまでずっと同じでいってしまうのは、主体性が逆になくなるのではないかと思います。低学年のうちにその学校で頑張ったと、2分の1成人式ではないですけど、4年生の段階で振り返ってみて、今まで

の学校生活頑張れたか、自分を伸ばせられたかを振り返りながら、さらにこの学校でいくか、次の学校に行くか分かりませんが、きちんと振り返らせることが大切ではないかと思います。6年間というのはあまりにも長いし、発達も違うと思います。教育長の言われる主体性というところでは、自分はここを選択したと、ではその選択は良かったかどうかということフィードバックしながら自分をより良いものに高めていく。塾でも個別学習がよかった、大きなところでもまれてやったほうがよかったなど、自分の力がついて行く場所を、一人一人性格も違うし、発達段階も違うし、能力も違うので、自分に合ったものを選んでいきます。振り返りの場と、もう一度その学校へ行くということを選択させるということも大切なように思います。

○中島委員

今長瀬委員が言われたことを子どもが判断できるかというところとできないと思います。

○長瀬委員

親と子どもということになると思います。

○中島委員

希望選択、自己決定のためというのは分かりますが、それが親に通じているかどうか。アンケート結果にあった24人のうちのどれくらいの方が長瀬委員の言われたようなことを考えて子どもをそこに行かせるかということなので、教育長の言われた受け身ではない自主性を育てるためのことを考えて親がそこに行きたいということであればいいですが、先ほどもでたように親の勝手に学校を選ぶということに通じてこないかを心配します。とくに小学校へ上がるときに親が説明して、こういう思いでやっているからその中で自分で自主的な子どもを育てていくんだという中で、パンフレットから学校を選んでいくということになりますが、そのパンフレットで決めていくことができるかというところを考えると、途中で変わるのもありうることだということも考えていかないといけないと思います。

昨日の話では、特別支援学級に行かせた方がいいかどうかということが分かってくるのが3年生、4年生くらいから顕著にでてくる。そういう子どもたちがそのままいいのか。友だちがいればそれでいいのかもしれませんが、それだけではその子どもに合った学習ができないかもしれませんので、6年間の中の途中で選択するということできた方がいいと思います。中学校はいいと思いますが、小学校は選択をもう一度できることが必要ではないかと思います。

○別府委員

保護者に意図を徹底しきれればいいですが、そこまではさすがにしきれないと思います。そのために4年生に上がるときに選択するということは必要になるかだと思います。24名希望があったということですが、その中に積極的に考えている方もみえれ

ば、マイナスなイメージを持って考えている方もおみえになると思います。せっかく教育長がいい思いを持って進めてみえるのに、これに反するようなことになるのもつたいないと思います。現状、選択したいという方の思いもみておかないと、教育長の思いはこっち、保護者の思いはこっちということだと、せっかくの選択制も違ったことになってしまい、結果間違った方向にいつてしまうと選択制は良くないとなつてしまうと、せっかくの教育長の思いも途絶えてしまう気がするので、そこは徹底した方がいいのではないかという気がします。

○中島委員

この間3人の方に学校選択制を知っているか、どう思うか聞いてみました。別に何ともという回答が3人から3人ともから返ってきました。その中で24人が選択するという思い、理由は何かということで、昨日の議員からも理由は聞いたんですかと聞かれましたが、理由を公表はしなくてもいいので、教育委員会なり学校なりでどういう理由でそこを選択されたのかということは把握しておくべきでしょうし、原因がいじめであるとかいうことは関係なしに、なぜそこを選ばれたかということをお聞きしたいと思います。それが親の勝手なのかどうなのか聞きながら、選択をしてほしいと思います。そうなつてくると小学校ではあと1回くらい選択できる機会を設けたほうがいいのかと思います。それが手続き上難しいということであればまた別ですけど。

○長瀬委員

初めは色々徹底しない部分もあると思いますが、軌道に乗つてくると、20人が選択したわけではなく、全員が選択するという発想ですよ。保育園なんかは今選択制で、同じ地域の中でも選択して行つているので、制度の趣旨をきちんと伝える努力と、子どもと主体的に教育に関わつていく家庭というところを根本に持ちたいし大事にしたいと思います。社会もこれからもどんどんそういう人材を求めているし、そういう社会に活躍してほしい美濃市民になつてほしいといったところから、趣旨を折に触れてお伝えしていく必要があると思います。

やはり6年間は長い気がします。

○服部委員

このアンケートが本当に子どもの未来のためと思つているのなら、どうしても子どもが小さいうちは親の影響が大きいと思いますが、子どもが自主的に行きたいという形にしてはどうでしょうか。子どもが行きたいという場合に限り親が行つてもいいよと、まず子どもの意思がありきで、子どもが行きたいと言つた場合に判断していったらどうかと思います。また、6年間は成長段階が違つるので、1年間だけ留学に行くような感じで、前向きにチャレンジできるようなことができないかと思います。今の制度では難しいかもしれませんがクラスに余裕があれば違つた学校を見てくるのもいい

のではないかとと思いますが。

○長瀬委員

体験のような感じですね。

○服部委員

体験のような感じでクラスに余裕があれば募集して行きたい子はいけるといいうようなことができればと思います。

○長瀬委員

よく特別支援学級に入る時には、判定がそうだから特別支援学級ということではなく、子どもが何日か体験して、どっちの方がいいか子どもが頑張るといったほうでやっと許可する、ということでないやっぱり伸びないので、本人が特別支援学級かどうかを体験させるので、希望があればというくらいのはあってもいいかと思えます。最初は難しいかもしれませんが、そういうことも配慮があってもいいかもしれません。

○服部委員

子どもの意見に重きを置くような選択制にしてほしいと思います。

皆さんの意見を聞いていると、いかにも親が行かせたいところといったイメージがあるものですから、子どもが言い出せる環境、雰囲気にしてあげたいと思います。希望があれば1年ほど籍を移してもいいのではないかと思います。

○長瀬委員

1年は難しいですが、何日か体験ができるような。

○島田教育長

義務教育なので、どこかの学校に籍を置かなければいけません。例えば、美濃小学校に籍を置いたまま他の小学校に行くということは、体験的に1日2日行ってみるといのはあるかもしれませんが、1年間となると法的に問題がでてくるのではないかと思います。一般的には、例えば病気で院内学級に行くような場合たとえ一か月でも転校します。また、受け入れる側も、体験だからと適当でいいというわけにはいかないので、学校体制をきちんと整えなければいけません。保育園だと留学なんかで2週間くらいあるのですが、例えば教科書をどうするかとか、授業進度の違いをどうするかとか、色々な課題がでてはきます。それがクリアできるかどうかはこの場ではお伝えできませんが、そういったことを探っていくことは今後可能かと思えます。今回の制度に今ご提案いただいたことを取り入れることは難しいだろうと思えます。今後教育特区のような、全国的にも珍しい取り組みですといった形でやることは、国のほう

と相談になると思います。子どもの意思で選ぶということを制度の中でどう具現するかということなので。

説明が抜けていましたが、前は子どもや保護者という書き方にしていましたが、子ども（保護者）に変えたのは、やっぱり子どもの意思が大事だということで変えました。義務教育期ですので、保護者の監督を受けている時期でもあり、保護者がいないのもおかしいので、保護者には義務教育を受けさせる義務もありますから、子どもの意思でというのはよく分かりますが、制度としてどうするかです。

○中島委員

例えば4年生で変わるというようなことが制度としてはできるのですか。

○島田教育長

可能です。毎年でもできます。ただ、毎年ということだと親の都合ということができてしまうのではないかと心配です。他市もほとんど1年生に入るタイミングですが、美濃ではこうして皆さんでご協議いただいたので、発達段階も考えながら4年生に上がるタイミングで変わるということも、事務方としても手続き的には何も問題ありません。

○中島委員

選択ができるのであれば、選択できるということで入れてもらうのがいいと思います。私は1回でいいとは思いますが、選択しなければいいわけですが、そこが気に入ればということなので。入学式で見させてもらった子ども、1年経って見させてもらうと、すごく育っているなと思えるので、そういう選択が3年生くらいになるとできるのではないかと思いますし、またそういう教育を先生にもしてもらわないといけないと思います。選択ができるような子どもづくりということで進めてもらわないといけないと思います。それがやろうとしていることに繋がってくるのではないかと思います。

もう一度子どもに見直したらどうという問いかけを自分にさせる、そして親と相談する、友だちと相談するといったことができるようなことが必要だと思います。

○服部委員

いつも聞くのが親になってしまうので、子どもだけにアンケートのように聞いてみて、そこで親と話してより理解が深まり許可ができればいいし、やっぱり親子で話し合った結果だめだということになるかもしれませんが、子どもに最初に聞くというようにしてはどうかと思いました。

○長瀬委員

子ども主体で子どもの考え中心というのはすごくいいと思いますが、やっぱり保護

者もこの子の育ちにとって何が大事かということは外せないと思います。過去にこういう経験があります。集団では十分に学力のつかないお子さんがいて、この子は特別支援学級の少人数なら伸びるのにと考えていて、検査の結果もそのようにでたので勧めて、30人の学級にいとぼ一っとしていましたが、特別支援学級に体験で2日ほど行ったところ、本当に頑張っ勉強をやりました。その結果子どもがどちらを選んだかという、30人の学級がいいと言いました。なぜかという、勉強したくないと言いました。ぼ一っとしていたいと。子どもがそういうならということでそのまま30人の学級でいきましたが、学力がつかずにそのままいいのだろうかとその時私は思いました。その時の特別支援学級での体験がガンガンに勉強だったかもしれず、もっと楽しいことをやればよかったのだろうかとは思いますが、子どもだけで選ばれることの危険性があると思います。保護者なり先生なりがどんな子どもに育てたいか、社会にでたときのことを考えて力をつけたいと思ったときに、子どもが楽だからこっちの学校に行きたい言い出したときに、保護者が自分の子を育てていくのにどの学校が適切かという視点は外してはいけなし、自己選択する基準が、自分がどこで力をつけていきやすいかということで、何でもいいから自己選択ではなく、こういう力をつけるための自己選択をしていくというところをいれておいたほうがいいと思います。

○服部委員

子どもが希望をだしたからといって全部通るわけではないので、親との話し合いをしてからの結論になると思いますが、まずは希望だけでも子どもに先に聞くというのが、自己選択自己決定には近いのかなと思います。

○中島委員

私も45人のクラスで教室はいっぱいっばいで、こうやっていけば1日が過ぎていくという生活をしていましたので、長瀬委員の言われたことは耳が痛いですが、確かに小さい学級になってくればおそらく目は届くようになってくると思います。

そういう子どもこそ自主的に何がやりたいか、大勢でやるのが嫌なら別の教室があるよというところまで子どもを見ることが出来るか。前回生徒会の生徒からの意見を聞きましたが、もっとこうしてほしいという意見を中学生や小学生高学年は持っている、そういう学校づくりができてくるとこの学校選択制も生きてくるし、これだけではなく、繋がっている部分のひとつということがでてきていると思うので、親がこういうふうと思うというのは、ここの学校はこういうことをやっているから行かせたい、でも子どもはそうではない、大勢いるところがいいからなど、そういう話し合いを子どもと話したうえで、親が一番近いところにいけばいいわという親がいると子どもの意見は無くなってしまうので、親を育てるということも必要になってくるのだろうと思います。

○島田教育長

教育委員会の規則に例えば学校の先生が子どもの意見を聞くというような細かいことをいれることはできないと思いますが、あくまでも子どもが自分で考えることが大事だよ、必ず家でよく相談するんだよ、と説明をして渡すことはできます。先ほど中島委員が言われたように、子どもが一生懸命考えて学校を変わりたいと思って親に言ったら、親は何を言ってるのということで終わってしまう可能性もあるわけですので、保護者にもきちんと説明するために毎年説明会を開くとか、そういうことはあると思います。

○島田教育長

おおよそ今の話を伺っていると、小学校のうちにもう一回学校選択の機会を与えるということで、タイミングも人間関係が膠着してといったこともあると思いますが、どこに行ってもあることですので、どうしてもという場合は今のルールも残ってきますので、それに対応は十分できます。自己選択ということを考える機会、親子で話し合う機会として小学校4年生に上がるタイミングを付け加えるということでしょうか。

○委員

異議なし。

○島田教育長

条文は検討しますが、小学校1年生、4年生、中学校1年生に上がるタイミングという立て付けということにさせていただきます。

○島田教育長

その他の学年において就学先を変更する場合は、現在の「美濃市立小。中学校通学区域に関する規則第5条」の規定による。

ただし、来年度に限り、全ての学年を対象とする。こちらに意見はありませんでした。

教室数等、各校の受け入れ可能な範囲内で、受け入れ人数に上限を設ける場合がある。受け入れ人数を超えた場合は抽選とする。という一文に対しまして、上限とはどれだけか保護者にきちんと示した方がいいのではないかというご意見をいただきました。このことについて、例えば美濃小学校や中有知小学校は自然増減でクラス数が変わってくるので先が読めないこともあり難しいところがあります。また、中有知小学校は特別支援学級小さい教室ではなく普通教室を使っているため、特別支援学級の数によっても変わってきます。そのため、口頭での説明という形で牧谷小学校・大矢田小学校・藍見小学校は各学年1学級までの人数、これ以上の教室はありませんので。美濃小学校・中有知小学校・昭和中学校は各学年2学級までの人数、美濃中学校は制

限なしということでご説明させていただくということによろしいでしょうか。

○中島委員

今の1学級の上限人数はどれだけですか。

○島田教育長

35人学級です。今際どいのは、中有知小学校で34人クラスが1つ、33人クラスが2つあります。その同じ学年に3人くらい入ってくると2学級になる可能性もあります。ただ、前回の調査上はありませんでしたが、可能性としてはあります。そのクラスは1クラスが2クラスになりますが、他の学年は2クラス既にあり、今40人ほどのため、71人を超えて3クラスになることはないと思います。そこまでは現状考えにくいので、上限をこのあたりに設定しても対応できるということです。

○中島委員

年度途中で人数の増減によりクラス数が増えたり減ったりということはありますか。

○芝田学校教育課長

年度初めに教室がないという状態でスタートするわけにはいかないで、前年度の秋から冬あたりで住民基本台帳を元にしてその学年の人数、クラス数を想定し、これだけ先生が必要だということにして新年度を迎えます。途中で人数が減ったからといってクラス数を減らすことはしません。分かれたら分かれたままです。逆に35人でスタートしたけれども、途中で転校生があり40人になったといっても、クラスを分けることもないです。年度の途中で変更することはありません。よほど学校の中で事情があり、先生に余剰もあり、分けたほうが良いということになれば分けることもあられるかもしれませんが、年度初めに決めた数でその一年間は走ります。

○島田教育長

クラスの数で教員の数も決まってくるので、2つに分けたくても先生が1クラス分しか配置がないので難しいです。

○芝田学校教育課長

県でも、県内でどれだけ学級が生まれて、先生がどれだけ必要か、人件費の予算を組んでいるところで、いきなりそこで美濃市であと3人先生がいると言われても、予算を何百万も途中からというのはもらえないので。

○島田教育長

そのため11月までには決まっていけないといけないう格好になってきます。

○服部委員

逆に下限は何人になりますか。

○芝田学校教育課長

2つの学年を合わせて15人以下の場合は複式学級になります。1年生を含む場合はまた変わってきます。

○島田教育長

上限について他にご意見はありますか。

今後も人数によって変わってきますので、条文にした場合変更等が必要になるため、口頭での説明といたします。

○島田教育長

通学は、本来の校区外から通学するという特殊性を鑑み、原則として保護者による送迎とするということに対しまして、中学校での自転車通学を認めてはどうかというご意見や、スクールバスやレールバスの使用についても明記してはどうかというご意見をいただきました。これを受けまして、事故防止のため原則として保護者の送迎としたいですが、事故だけではなく、不審者の事案もあり、他に一緒に通学する生徒がいない可能性が高く、また過去に使ったことのない通学路を使うことになるため、できれば保護者の送迎が良いのですが、ご意見を受けて、ただし、以下の場合、保護者の責任において徒歩及び自転車での通学もできる。なお、スクールバスやレールバスでの通学はしないということですが、まず、自宅から2キロメートル以内の徒歩通学、以前に調べたところでは、横越から美濃中学校までが約2.8キロメートルなので、該当する地区はほぼないと思います。

自宅から2キロメートルから6キロメートル以内の自転車通学。ただし、自転車通学は中学生に限るということで第2案を示させていただきました。あまり長距離になると結局バスの話がでてくる心配があったのですが、例えば美濃地区からも立花地区からも牧谷地区からも一人ずつ昭和中学校へ行くのに朝同時にバスをだすというのはとても対応できないので現実的に難しいと思います。

○中島委員

自転車通学ができる場合は、定められた通学路でということと、冬場は5時前に暗くなってしまう、レールバスの利用についてもあんな暗いところに子どもをおらせたくないということでスクールバスを導入した経緯がありますので、冬場は自転車通学できないというようなことを入れたほうが良いと思います。

○島田教育長

2キロメートルほどの距離を徒歩で通学している生徒は今もいますし、自転車通学

でも冬場はバスをだすという対応もしていませんので、今の美濃中学校での対応と同じだと思います。これまでにはない通学になりますので、他市の事例も参考にしながら2キロメートルから6キロメートルとしました。高校生になると関商工のように遠いところも自転車で行くからと言われるかもしれませんが、義務教育期でもありますし、心配な方は基本保護者の送迎になると思います。

○島田教育長

次に移ります。保護者、市民への周知のことにつきまして、パンフレットの作成、学校公開日はほぼ終了しました。今のところ2名の報告があがってきています。

説明会を10月11日(水)に14時と19時と2回行う予定です。どうしてもこの日に来られない方は別途対応させていただきますし、学校公開日に来られなかった方も11月までは対応可能です。

年長児～中2保護者への希望調査をもう一度10月に行いますので、説明資料を添付いたします。

前回、連合PTAの会議でも説明をしたらどうかという意見をいただきましたので、10月20日(金)に会長会があります。全ての役員が集まる会議は12月までありませんので、会長会で概要を説明させていただきます。

市広報やホームページへの掲載を11月に行います。

今後の見通しですが、11月に就学先変更申請書を希望する保護者の方にご提出いただき、12月に学校を指定します。

来年度以降につきまして、前回とはくにご意見ありませんでしたが、1学期中に学校公開日を設定し、説明会も行い、できれば7月末までに就学先変更申請書を提出するということとします。

10月11日の説明会は、当初対象は来年度の小学校1年生から中学校3年生までの保護者を対象にしていましたが、来年度1学期に申請を行いたいということから、現在の年中、年少児をお持ちの保護者にも参加のお知らせをしてご理解を図りたいということで園児の保護者へも紹介をさせていただきたいと思います。

来年度7月末、1学期末までというのは、県からの来年度の学校規模の調査がありますし、就学時健診説明会の案内も8月に発送し、早いところでは9月末にも就学児健診がありますので、自分が就学する学校で就学時健診を受けられるようにするという事です。

よろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○島田教育長

まとめさせていただきます。美濃市が行う学校選択制は、保護者は、子が就学する

学校について、小・中それぞれ全ての学校から選択し、就学校を申請する。

教育委員会は保護者の申請により、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生に子が上がるタイミングで保護者の意向を踏まえて就学校を指定する。

その他の学年については、現在の規則による。ただし、令和6年度に限り小学校1年生～中学生3年生になるすべての子どもの保護者の意向を踏まえ就学校を指定する。

教室数等、各校の受入可能な範囲内で、受け入れ人数に上限を設ける場合がある。受け入れ人数の上限を超えた場合は抽選とする。牧谷小学校・大矢田小学校・藍見小学校は1学級、美濃小学校・中有知小学校・昭和中学校は2学級、美濃中学校は制限なし。

通学は本来の校区外から通学するという特殊性を鑑み、原則として保護者による送迎とする。ただし、以下の場合、保護者の責任において徒歩及び自転車での通学もできる。なお、スクールバスやレールバスでの通学はしない。

自宅から概ね2キロメートル以内の徒歩通学。

自宅から概ね2キロメートルから6キロメートルの自転車通学。ただし、自転車通学は中学生に限る。

今後の説明については、PTAの会長会において10月20日に教育委員会が説明を行う。

来年度については、1学期中に学校公開日及び説明会を実施し、7月末までに就学先変更申請書を提出するというスケジュールで行う。

以上になりますがよろしかったでしょうか。

○委員

異議なし。

○高橋教育総務課長

この内容で規則を改正し、教育長の説明された項目を要綱として皆様にご提示させていただきます。

○島田教育長

説明にあたっては、本日提案した資料で説明いたしますが、あくまでも正式には条文として定例会の場で議決する、または私が専決したものを承認していただくという方法がありますので、次回の定例会を待つと時間が空きますので、今合意をいただいた内容から規則と要綱を作成し、専決をさせていただいて次回の定例会で承認をいただくという形で行いたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中島委員

確認ですが、今まで規則に条文を増やしていくということですか。

○高橋教育総務課長

美濃市立小・中学校通学区域に関する規則の第2条で通学区間が決まってくるので、そこに但書きをいれまして、ただし、教育委員会が学校教育法施行規則第32条第1項の規定により、保護者の意見を聴取して指定を行う場合は、この限りではない。という文言をいれます。通常ですと通学すべき学校が地域によって決まってくるのですが、但書をいれることにより、保護者の意向で学校選択制ができるという形にいたします。その場合別に定めるということで、要綱で別に定めていくことになります。

○島田教育長

よろしいでしょうか。規則、要綱の作成については事務局で進めさせていただきますのでよろしくお願いします。本当に色々ありがとうございました。

○島田教育長

日程第4、報告事項に移ります。

最初に、報告事項1「教育委員の任命について」と報告事項2「教育長職務代理者の指名について」を合わせて私からご報告いたします。

資料に基づいて報告

○島田教育長

次に、報告事項3「全国学力・学習状況調査の結果」について、事務局からの報告を求めます。

○芝田学校教育課長

資料に基づいて報告

○島田教育長

ただいま、事務局から報告がありました、「報告事項3」について、ご意見、ご質問等はありませんか。

○長瀬委員

小学校で特に高い項目で朝食を毎日食べていますかという回答が96%、高いとは思いますが、私は100%でないと、小学生が朝食をこないとすることは良くないと思います。中学校で高い項目の中に朝食の有無がありませんが、設問としてはいいですか。

○芝田学校教育課長

質問が項目としてはありますが、食べない生徒もいるということになります。

○長瀬委員

高い項目に挙がっていないということは、食べない生徒が増えているわけではないかもしれませんが、多いということで、食べない生徒への対策は家庭を巻き込まないといけません、気になるところです。

学力について、岐阜県は全国に比べて小学校が低く、中学校が高いという傾向が続いていましたが、出口が高ければ基礎学力がついて伸びているのかと思っていましたが、美濃市は逆ということで、確かに学年学年にカラーがあって、それがでると思いますが、小学校からの何かが引っかかってきて中学校で伸び悩んでいるのかなと思いますので、これは中学校だけの問題ではなくて、小中合わせて学力の成長度合いをどう測っていくか、自主的な計画をする生徒は中学校では半分以下なので、そこも含めて検討していただきたいと思います。

今夏の美濃中学校は夏休みの宿題がなかったということで、どう過ごそうかというところで、私の料理教室に中学校2年生の男子生徒が来るようになったのですが、家で親が勉強やれやれと言ってもやらない、スイッチがはいらないところで勉強しても学力はつかないだろうということで、その家庭では2週間勉強はなしにして体験をしようということにしたそうです。インターネットで探して、親と一緒にしゃべってしまうとコミュニケーション能力がつかないので、子ども一人をお願いしますということで、私としゃべりながら作りました。そういう教育も素敵だなと思いました。宿題がないことによるメリットも感じつつ、両極端だったように思います。今後どれがいいのか分かりませんが、結果がこうなので検証していただきたいと思います。

○芝田学校教育課長

平均でいうと、100点の生徒と0点の生徒の二人のクラスだと、平均正答率は50%になります。そうすると100点の生徒と0点の生徒それぞれにかけ声と指導が全然違ってきますので、集団の中の何点の子どもがどれくらいいるかを見て学校では対策を取っているところでは、一概に県より上だから下だからということで何かをしなければいけないということよりは、今学校にはこういう層の子たちがいて、こういう層の子たちがいるから、この子たちにどういう指導をしていくということを学校では考えてもらっているところでは、

○長瀬委員

よく分かります。

○島田教育長

次に、報告事項4「美濃市文化・スポーツ大会出場激励会交付要綱について」、事務局からの報告を求めます。

○曾貝人づくり文化課長

資料に基づいて報告

○島田教育長

ただいま、事務局から報告がありました、「報告事項4」について、ご意見、ご質問等はありませんか。

○島田教育長

日程の5、その他に移ります。事務局から何かありますか。

○高橋事務局長

冒頭教育長のお話の中にありました奨学金につきまして、現在の状況についてお話しさせていただきます。

現在美濃市の奨学金として、勉学に意欲があるが、経済的理由により修学が困難であると認められる者に対し、月額で高校生に7,000円、大学生に10,000円を支給する制度がございます。こちらは昭和55年に作られた制度で、金額については順次見直しがされてきたものです。この制度を現在の社会状況に合わせて見直しをはかる必要があることや、多額の寄附をいただいたということで、新しい制度を検討しているところです。新しい奨学金制度は、経済的な要件を設けるとともに、上限を設けて奨学金と授業料の支援をする在学中の支援と、就職後に学生時代に借りた奨学金の返済が滞り、生活基盤の安定がはかれないという社会状況に鑑みまして、Uターンしてきた方へ卒業後の支援という二本立てで支援をしていこうと考えています。寄附者の意向もありますので、十分に協議しながら進めいきたいと思っております。今後規則や要綱の制定していくこととなりますので、定例会の場でご協議いただいて承認いただいくということとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

○芝田学校教育課長

学校メールの登録についてですが、9月30日をもって現在の保護者へのメールサービスが終わり、新しいメールシステムに移行します。この機会に、ご希望があればということですが、登録いただければ各学校から配信するメールを受信することができますようになりますのでご紹介させていただきます。前回のシステムと違い、今回のメールは添付ファイルがつくようになるので、学校によっては今まで紙で家庭に配っていた学校だよりをメールで配信するようなことを考えている学校もあると聞いていますので、ご希望があればよろしくお願い申し上げます。

○曾貝人づくり文化課長

8月の第9回定例会におきまして、中島委員より令和5年度的美濃市一般会計補正予算第5号の説明の中で、グラウンド等における危険物の除去についてのご意見をいただきました。人づくり文化課といたしまして、管理しているグラウンドについて9月に職員で金属探知機を用いて点検を実施しました。特に使用頻度の多い曾代グラウンドや和紙の里スポーツ広場については、委託管理を行っていますNPO法人により金属探知機による点検を実施する予定としておりますので、実施状況だけご報告させていただきます。

○高橋教育総務課長

学校のグラウンドにつきましては、教育総務課より各学校に点検を依頼しましたところ、美濃小学校、牧谷小学校、藍見小学校の3校については、運動会で使用する印であるとか、ロープを張ったところに釘が使われていたということで、釘を抜いて柔らかい物に替えていく等の対応を取ることです。

○島田教育長

それでは、会議はここまでとさせていただきます。委員の皆さまには、慎重なご審議、ご協議を賜り、ありがとうございました。

日程では以上でございますが、定例会の進め方等について、委員の皆さんからご意見、ご質問等を受けさせていただきます。

○島田教育長

ない様ですので、ここまでとさせていただきます、10月の令和5年第11回定例会の日程について、事務局から説明させていただきます。

○高橋教育総務課長

10月の定例会

10月26日（木）午後2時00分～

教育委員会 会議室で調整

○島田教育長

それでは、10月の第11回定例会は10月26日（木）午後2時00分から、教育委員会 会議室で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年第10回美濃市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。